

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等に対する 都道府県意見照会及びパブリックコメントへの 主な意見及び考え方

令和 6 年 9 月 26 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【審議対象：防疫指針に対する主な意見】

＜全指針共通＞

意見①： 疾病発生時に家畜防疫員が家畜の所有者に対して、所有者の責務を説明するのでは遅いため、発生前から説明するよう都道府県の平時からの取組に追記すべき。（都道府県）

考え方： 御意見の通り修正します。

意見②： 大規模発生農場における家畜再導入時の立入検査について、飼養衛生管理の遵守状況は都道府県と農場間で行うものであり、担当獣医師が複数農場を担当していることもあるため、担当獣医師の同行は任意とすべきではないか。（都道府県）

考え方： 飼養衛生管理基準においては、農場毎ごとに担当の獣医師又は診療施設を定めることとしており、大規模発生農場における飼養衛生管理基準の遵守状況については、家畜保健衛生所と農場のみならず担当獣医師の視点も重要であることから、大規模発生農場における疾病の再発防止のため、家畜再導入時の立入検査には担当獣医師が同行していただく必要があると考えています。

意見③： 疫学調査でも疾病の発生原因が判明しない現状において、疾病発生の責任の所在は家畜の所有者に限られないため、所有者が疾病予防とまん延防止措置等の第一義的責任を有している旨を追加することについて疑問を感じる。（パブリックコメント）

考え方： 今回の指針改正は、令和 2 年の家畜伝染病予防法の改正により、家畜の所有者等の責務が明確化された規定について、現場への周知を目的として追記したものです。

＜高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ＞

意見①： 定点モニタリングについては、現場（家保・農家）負担が大きく、これまで低病原性鳥インフルエンザの摘発事例も少ないことから、廃止すべき。モニタリングを継続するのであれば、科学的根拠を以て、意義や必要性を明確に示していただきたい。低病原性鳥インフルエンザの法的な取扱いが定点モニタリング廃止の障壁となっているのであれば、法改正を見据えた対応を検討いただきたい。（パブリックコメント、都道府県）

考え方： 定点モニタリングは、低病原性鳥インフルエンザのアクティブサーベイランスを目的として、これまで通年で実施していたところです。御意見にもある通り、これまでの事例や現場の業務負担等を踏まえて、今回の改正においては、実施時期及び検査方法の見直しを行います。低病原性鳥インフルエンザの法的な取扱いについては、引き続き検討してまいります。

意見②： 強化モニタリングについても、現場（家保・農家）負担が大きく、異状家きん通報体制により既に監視体制が構築されていることから、廃止すべき。モニタリングを継続するのであれば、科学的根拠を以て、意義や必要性を明確に示していただきたい。（パブリックコメント、都道府県）

考え方： 強化モニタリングは、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザのアクティブサーベイランスを目的として、渡り鳥の飛来が本格化するウィルスの侵入リスクが高い時期に限って実施していたところです。御意見にもある通り、高病原性鳥インフルエンザは特定症状の発現による通報体制が構築されていることや現場の業務負担等を踏まえて、今回の改正においては、症状が発現しにくく、検査の必要性が高いあひる等を優先的に検査対象とし、検査対象農場数及び検査方法の見直しを行います。

意見③： 患畜等の死体の処理方法として化製処理は適切なのか。化製処理施設が患畜等の死体を受け入れることにより、風評被害を招く可能性があるのではないか。（パブリックコメント）

考え方： 高病原性鳥インフルエンザウイルスについては、化製処理工程のうち高温加熱処理によって不活化することから、化製処理は、焼埋却と同様、適切な防疫措置であると考えています。御意見の風評被害を防ぐため、必要に応じて当省から情報発信を行ってまいります。

＜豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫＞

意見①： 留意事項と記載を揃える形で、指針本体においても胎盤を排せつ物等に含めるとしたこと、特定症状を確認した場合に都道府県が収集する疫学情報に胎盤の出荷先を含めるべきではないか。（都道府県）

考え方： 御意見の通り修正します。

【御参考：防疫指針留意事項の主な変更内容】

＜豚熱＞

意見①： 豚熱を発生させないためには各農場の接種適期を把握することが重要であり、農場ごとの適期が明確になってから抗体検査頻度を見直すべきではないか。（パブリックコメント）

考え方： これまで実施された「免疫付与状況確認検査」の結果及び「豚熱ワクチン接種適齢期確認のための調査」の結果を踏まえた牛豚等疾病小委員会での議論において、全国一律にワクチン接種適期を示すことは困難であり、農場毎に抗体価の分布を把握することが望ましい、という結論が得られており、当該委員会において接種適齢期の検討等を目的とした「免疫付与状況確認検査」の実施頻度を原則半年に1回から年1回に見直すことについても了承が得られたことから、今回の指針改正において、「免疫付与状況確認検査」の実施頻度を原則年1回に見直すこととしています。

＜豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫＞

意見②： 発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物処理を行う方法を具体的に記載してほしい。（都道府県）

考え方： 浄化処理施設のキャパシティや環境によって、条件等は変わり得ることから留意事項では明示しないこととします。状況に合わせてご相談させてください。

＜牛疫、牛肺疫＞

改正案に関する主な意見はなかった。